





ひろしまレポート 2016 年版

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2015 年の動向(概要)

平成 28 年 3 月

核兵器廃絶の見通しは依然として立たないばかりか、逆に核兵器を巡る状況は複雑化している。核兵器不拡散条約(NPT)上の5核兵器国(中国、フランス、ロシア、英国、米国)からは、核兵器の放棄に向けた具体的な動きは見られない。NPT 非締約国で核兵器の保有を公表したインド及びパキスタン、並びに核に関する「曖昧政策」を維持しているものの核兵器を保有していると見られるイスラエルが非核兵器国として NPT に加入する兆しは見えず、NPT 脱退を表明した北朝鮮は 2016 年に 4 回目の核爆発実験を実施した。イランの核問題は解決に向けて大きく前進したが、依然として楽観はできない。原子力平和利用に対する関心の高まりは核不拡散や核セキュリティへのリスクを高めかねず、新たに核兵器の取得に関心を持つ国が出現する可能性、さらにはグローバル化の進展とも相まって、非国家主体による核兵器の取得・使用が現実と化す可能性も排除できない。核軍縮、核不拡散、核セキュリティの一層の推進・強化が求められているにもかかわらず、それらに関する多くの措置が停滞を余儀なくされているという状況が続いている。これを象徴するかのように、2015 年 NPT 運用検討会議は最終文書を採択できないまま閉幕した。

こうした中、核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析し、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会における議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート 2016 年版一核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2015 年の動向』の目的である。

評価項目	● 核軍縮 31 項目(核兵器保有数、国連総会での投票行動等)	
(64項目)	● 核不拡散 17 項目(NPT への加盟、IAEA への協力等)	
	● 核セキュリティ 16 項目(核物質の保有量、関連条約への加入等)	
対象国	● NPT 上の核兵器国:中国、フランス、ロシア、英国、米国	
● NPT 非締約国:インド、イスラエル、パキスタン		
	● 非核兵器国:豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、	
	ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュー	
	ジーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、	
	南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦(UAE)	
	● その他:北朝鮮*	

^{*} NPT 締約国は、1993 年及び 2003 年の北朝鮮による NPT 脱退宣言に対して同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は 2006 年、2009 年、2013、2016 年の 4 回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

2015年の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに係る調査対象国の動向(概要)及び評価は以下のとおりである。また、各分野のグラフは、評価基準(『ひろしまレポート』本編第2部に掲載)に基づき各国の取組や動向を採点した結果を表したものである。

1. 核軍縮

冷戦終結以降、核兵器の数は削減されているものの、依然として世界には約1万5,850発の核兵器が存在 し、核兵器保有国は核戦力の近代化を継続している。核軍縮の停滞は2015年も続いた。米露間の核兵器削 減交渉の開始、あるいはロシアの中距離核戦力(INF)条約違反疑惑の解決のいずれも糸口を見出せずにいる。 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の即時交渉開始の 見通しも立っていない。核兵器の役割低減に係る取組にもほとんど進展は見られなかった。

他方、核兵器の非人道性及び法的禁止に係る主張はさらなる高まりを見せ、国連総会でも関連する決議が 新たに提案・採択された。その一つは、2016年に核軍縮に関するオープンエンド作業部会(OEWG)を開 催するというものであった。同時に、そうした主張に反対あるいは慎重な意見を持つ核兵器国や西側非核兵 器国と、他の非核兵器国との間のギャップが拡大しているとの印象は拭えない。

(1) 核兵器の保有数(推計)

・総数としては約1万5,800発と減少しているもの るまでの時間の最大限化 の、中国、インド、パキスタンの保有数は、それぞ ・核兵器保有国の政策に変化はなく、米露の戦略核兵 れ10発程度増加していると分析されている。

(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメン ある。

- 英国、米国などが棄権した。
- ・2016年に核軍縮に関するOEWGを設置するよう・北朝鮮が2016年1月に4回目の核実験を実施した。 求める国連総会決議が採択された。
- 初めて提案・採択された。

(3)核兵器の削減

- 継続しているが、戦略・非戦略核兵器の一層の削減 れた。 に向けた交渉が開始される見通しは立っていない。
- ・ロシアによる中距離核戦力 (INF) 条約違反疑惑は リンの透明性 解消されていない(ロシアは疑惑を否定)。
- いは積極的に推進している。

(4) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割 ・核兵器国は核関連の定義集を共同で作成し、NPT 及び重要性の低減

- ・国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割、「唯 (9)核兵器削減の検証 一の目的」や先行不使用、消極的安全保証、拡大抑 ・米国が発表した「核軍縮検証のための国際パート 止のいずれについても各国の政策に顕著な変化は見 ナーシップ」に26カ国が参加した。 られなかった。
- 緊張が高まる欧州において、米露が戦略核戦力を用・米露は部分的ながら、戦略核運搬手段、核弾頭、余 いた演習などを実施した。
- ・米国(署名のみ)を除く核兵器国は中央アジア非核 (11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携 兵器地帯条約議定書を批准した。

(5)警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定す

器も依然として高い警戒態勢の下に置かれたままで

(6)包括的核実験禁止条約(CTBT)

- ・日本が主導して提案・採択された国連総会決議「核 ・条約発効要件国のうち、5カ国(中国、エジプト、 兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同 イラン、イスラエル、米国)の未批准、並びに3カ国(イ 行動」にロシア及び中国などが反対し、フランス、 ンド、パキスタン、北朝鮮)の未署名が続いている。
 - ・CTBT 発効促進会議が9月に開催された。

(7) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)

- ・核兵器の非人道性に関連する3本の国連総会決議が ・ジュネーブ軍縮会議(CD)では2015年も、FMCT 交渉を開始することができなかった。
 - ・フランスが CD に条約草案を提出した。
- ・米露は新戦略兵器削減条約(新 START)の履行を ・FMCT に関する政府専門家グループ (GGE) 開催さ

(8) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクト

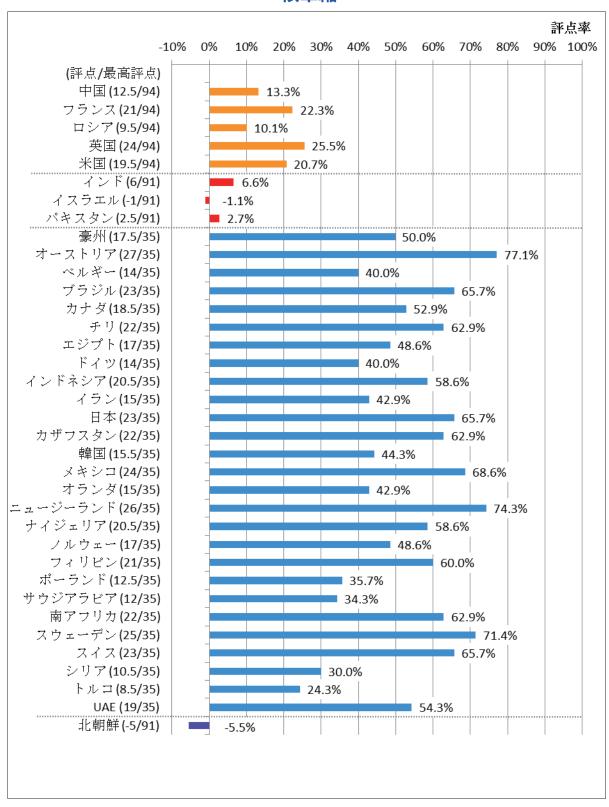
- ・核兵器国は 2014 年 NPT 準備委員会に続き、運用 ・核兵器保有国は核戦力の近代化を引き続き検討ある 検討会議にも自国の核戦力、核政策及び核軍縮措置 に関する報告書を提出した。
 - 運用検討会議に提出した。

(10) 不可逆性

剰核分裂性物質の廃棄や転換を継続している。

・日本など西側諸国を中心に軍縮・不拡散教育の実施、 あるいは NPT 運用検討会議や国連総会等でのサイド イベントの開催などを通じた市民社会との連携が行 われてきた。

核軍縮



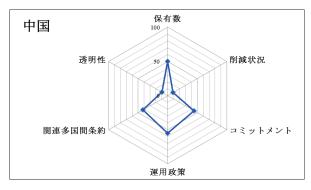
*ロシアが協調的脅威削減計画(CTR)の終了を決定したこともあり、「核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画」、及び「核兵器関連施設などの解体・転換」の2項目について、『ひろしまレポート 2016 年版』では非核兵器国の取組に係る評価は行わなかったため、核軍縮に関する非核兵器国の最高評点は前年までの39点から35点となった。

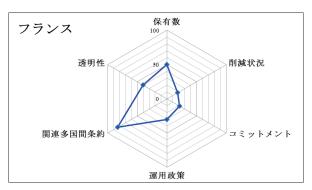
核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

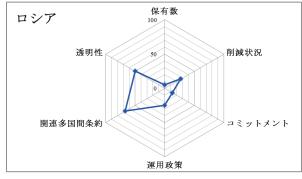
核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器なき世界」へ向けた取組(コミットメント)の強化、核戦力等に関する透明性の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記のようになる。中国については、削減への取組及び透明性、フランスについては透明性、ロシア及び米国については核戦力のさらなる削減について改善の余地があると言えよう。英国は、全体的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることが窺える。

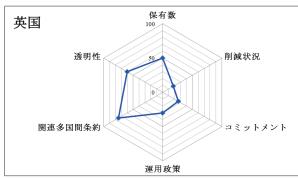
【6つのポイントと評価項目の関係】

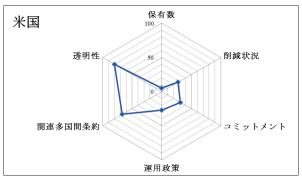
	To a so I a I delia valvena			
	6つのポイント	評価項目		
i	核兵器保有数	核兵器の保有数		
ii	核兵器削減状況	核兵器の削減状況		
iii	「核兵器のない世界」に向けた取組 (コミットメント)	核兵器のない世界に向けた取組、 軍縮・不拡散教育・市民社会との連携、 広島の平和記念式典への参列		
iv	運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和		
V	関連多国間条約の署名・批准状況、 交渉への対応等	包括的核実験禁止条約(CTBT)、 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)		
vi	透明性	透明性、検証措置、不可逆性		











2. 核不拡散

NPTの締約国は191カ国を数えるものの、核兵器を保有する(と見られる)インド、パキスタン、イスラエルが、 非核兵器国として NPT に加入する見通しは立っていない。また北朝鮮は、二度の NPT 脱退表明を行い、その後、 核兵器の保有を公表するとともに、2016年1月に4回目の核爆発実験を実施した。

イラン核問題に関する共同包括的行動計画(JCPOA)が合意され、現時点では着実に実施されていることは、 核問題に係る 2015 年の最も重要な進展であった。他方、2015 年 NPT 運用検討会議は、「中東非大量破壊兵 器地帯に関する国際会議」問題を巡る対立から、最終文書を採択できずに閉幕した。

IAEA 保障措置協定追加議定書を締結し、この下での保障措置を受諾する国も着実に増えてきた。他方、一 部の非核兵器国は、追加議定書による保障措置が NPT 上の義務ではないとして、その受諾を拒否している。 輸出管理に関しては、原子力供給国グループ(NSG)メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切 に実施してきた。他方、北朝鮮やイランによる不法取引は依然として続いていると見られる。

(1) 核不拡散義務の遵守

- 再開も実現していない。
- ・イランと E3/EU+3 (5 核兵器国、ドイツ、欧州連合 ・北朝鮮及びイランは、安保理決議に違反して、禁止 施が進んでいる。
- 量破壊兵器地帯に関する国際会議」を 2015 年も開催 ついては、より積極的な推進を目指す国、インドに核 することはできず、2015 年 NPT 運用検討会議では、 軍縮・不拡散に係る一定の明示的な義務の受諾を求め 会議開催に係る最終文書案での記述を巡って米国がカーる国、あるいは反対する国と立場が分かれている。 ナダ及び英国とともに反対したことで、最終文書は採 ・中国はパキスタンへの原子炉の輸出を進めているが、 択されなかった。

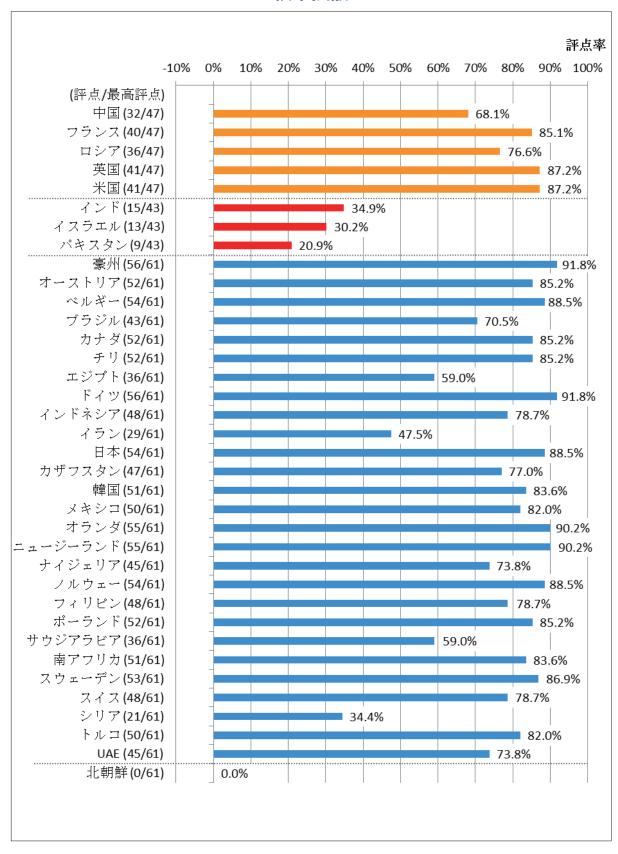
(2) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置

- ・NPT 締約国である非核兵器国のうち、2015 年末時 点で 120 カ国が IAEA 保障措置協定追加議定書を批准 した。またイランがその暫定的な適用を受諾した。
- ・非同盟運動 (NAM) 諸国などを中心に、追加議定書 による保障措置が NPT 上の義務ではないと主張する 国もある。
- ・IAEA により保障措置協定違反の決定が下された北朝 鮮、イラン及びシリアのケースは、いずれも解決には 至っていない。
- ・IAEA 特別理事会は 12 月、イラン核兵器開発疑惑に 関する「未解決の問題」の解明プロセスを終了すると の決議を採択した。

(3) 核関連輸出管理の実施

- ・北朝鮮は、国連安保理決議などで求められている ・NSG メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実 「NPT への早期の復帰」に応じておらず、六者会合の かつ適切に輸出管理を実施してきたが、途上国を中心 に制度・実施の強化が必要な国も少なくない。
- 上級代表)は7月、JCPOAに合意した。イランの核 された品目などの不法な取引を継続してきたと見られ 活動に期限付きながら厳格な制限と検証措置が課される。他方、JCPOAでは「調達チャネル」の構築など、 る。JCPOA はスケジュールに沿って比較的順調に実 核関連活動に係るイランの不法取引を防止するための 施策が規定された。
- ・2010 年 NPT 運用検討会議で合意された「中東非大 ・NPT 非締約国であるインドとの民生用原子力協力に
 - NSG ガイドライン違反が指摘されている。

核不拡散



3. 核セキュリティ

2015年には核セキュリティサミットなど大きな国際会議が開催されなかったこともあり、相対的に各国か らの情報発信は限定的なものにとどまったが、一部の国々で高濃縮ウラン(HEU)やプルトニウムの利用最小 化の取組が進められ、また IAEA による諮問サービスの受け入れなども複数の国々で実施された。他方、2016 年3月に開催される最後の核セキュリティサミットと目されるワシントン・サミットや、2016年12月に予 定される IAEA の「核セキュリティに関する国際会議」に向けた期待感と受け取れる議論も目立った。実務的 な取組に目を移せば、核セキュリティ及び原子力安全に係る諸条約への加入、国際原子力機関(IAEA)の「核 物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」の実施、不法移転の防止、核鑑識技術の研究 開発といった国際的な取組も関心国によって継続されている。原子力平和利用を積極的に推進する国によって 設置された核セキュリティ能力の向上を目的とする中心的拠点(COE)も徐々にその数を増やしている。こう したなか、改めて 2016 年以降の核セキュリティに対する国際的な取組をどのように維持・強化していくかが 今後の焦点となっている。

(1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連 (3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向け する施設・活動

・調査対象国の多くで核燃料サイクル関連活動が進め において、一定の魅力度を持つ核分裂性物質が保有さ れていると推定される。

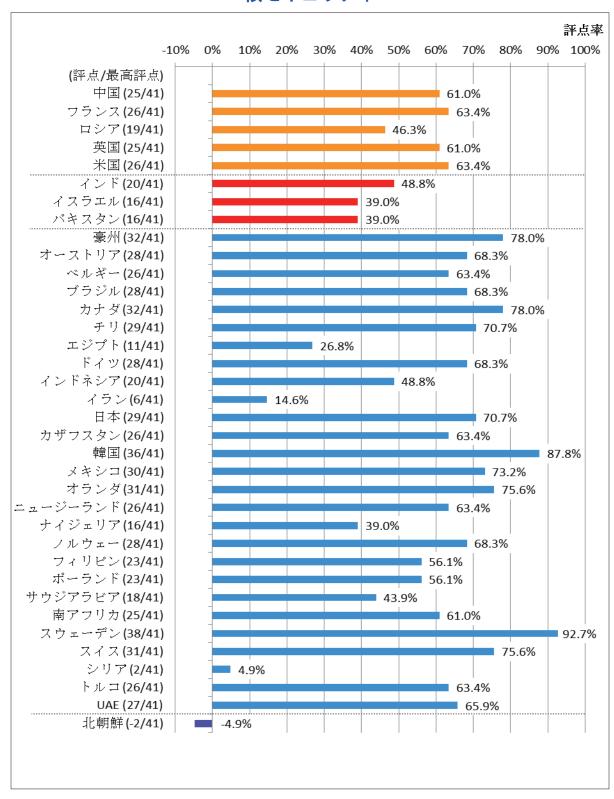
(2) 核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約など への加入、国内体制への反映

- ・調査対象国の多くは、核セキュリティや原子力安全 に係る諸条約の大半に加入している一方、イランや北 朝鮮、シリアといった国々の加入は進んでいない。
- ・依然として重要課題の一つである改正核物質防護条 約に対して、新たに米国やトルコが批准するなど、批 准状況に改善の兆しがある。
- ・核セキュリティ強化のためには「核物質及び原子 力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告し (INFCIRC/225/Rev.5) の実施が重要であるが、国内 での履行状況について各国からの情報発信は限定的な ものにとどまっている。
- ・核兵器の拡散が懸念される一部の国は、核セキュリ ティ・原子力安全に係る諸条約への加入、あるいは INFCIRC/225/Rev.5 の国内体制への反映が遅れてお り、核テロ防止の観点から、これらの国による核セキュ リティに係る取組の実施が緊急の課題となっている。 また、こうした国々では積極的な情報開示が行われて いないケースもあり、透明性の観点からも懸念が持た れる。

た取組

- ・民生利用における HEU の削減は、「グローバル脅威 られており、また調査対象国の3分の1を超える国々 削減イニシアティブ(GTRI)」などの枠組みを軸に、 一定の成果が現れてきている。
 - ・「国際核物質防護諮問サービス (IPPAS)」をはじめ として、IAEA の各種の国際評価ミッション受け入れ が核セキュリティ強化に積極的な調査対象国の間で行 われ、また国際評価ミッション受け入れの意思表示を する国の数も増えている。
 - ・不法移転され捜査当局によって押収、採取された核 物質及び放射性物質について、核物質、放射性物質及 び関連する物質の組成、物理・化学的形態等を分析し、 その物品の出所、履歴、輸送経路、目的等を分析・解 析する「核鑑識」に係る能力開発が進むなか、関心国 間での核鑑識分野での協力が継続されている。
 - ・自国及び地域諸国が核セキュリティに係る様々な訓 練を受けることで、その核セキュリティ能力を向上さ せていくことを目的とする中心的拠点(COE)が各国 で相次いで設立され、その数が年々増大するなか、核 セキュリティ訓練・支援センター国際ネットワーク (NSSC Network) が COE 間の情報交換の基軸として 重要な役割を担っている。

核セキュリティ



『ひろしまレポート』について――『ひろしまレポート 2016 年版-核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2015年の動向』は、広島県平成 27 年度「ひろしまレポート作成事業」の成果物であり、(公財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センターが受託し、調査・執筆を行った。広島県が平成 23 年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく事業である『ひろしまレポート』は、日本語及び英語で作成され、平成 25 年、平成 26 年、平成 27 年に続き 4 度目の発表となる。

発行:広島県

〒 730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace/ chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp 編集:公益財団法人日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター 〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル 3 階 http://www.cpdnp.jp/ cpdnp@cpdnp.jp